

議第 5 2 号

酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 9 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

酒田市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 7 年 4 月から令和 9 年 9 月までに支給する市長の給与の特例）

- 6 令和 7 年 4 月から令和 9 年 9 月までの間において、令和 7 年 4 月 1 日現在市長の職にある者の給料及び期末手当の額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条を適用した場合にその者が支給される額から、それぞれ当該額に 1 0 分の 1 を乗じて得た額を減じた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

厳しい財政状況と令和 6 年 7 月 2 5 日からの大雨災害により大きな被害を受けた市民の状況を鑑み、市長の在任期間中の給与を減額し、復旧復興の経費に活用するため、条例を改正するものである。

令和 7 年 3 月 12 日
総務部人事課作成

酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- 本市の厳しい財政状況や、物価高騰などにより苦しい生活を強いられている市民の状況に鑑み、市長の給与を減額するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

- 令和 7 年 4 月から令和 9 年 9 月までに支給する市長の給料及び期末手当の額について、10 分の 1 の額を減じて支給するもの。

3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

令和7年酒田市議会定例会第2回3月定例議会
追加提出案件の概要（計1件）

令和7年3月13日

総務部総務課

（条例案件 1件）

議第52号 酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

※ 厳しい財政状況と令和6年7月25日からの大雨災害により大きな被害を受けた市民の状況を鑑み、市長の在任期間中の給与を減額し、復旧復興の経費に活用するため、条例を改正するもの。